

## 第1章 はじめに

---

### 1-1 構想見直しの趣旨

#### ■ 河川の汚濁の主な原因は生活排水

本県では、県土面積の約5%を占める水辺空間を、県民のゆとりと安らぎを創出する貴重な空間と位置づけ、平成20年度から「川の再生」に取り組んでいる。県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を名実ともに実現するためには、河川汚濁の主な原因である生活排水の処理施設を整備することが極めて重要である。

#### ■ 平成21年度末で生活排水処理人口普及率は87.7%

これまで、本県は、市町村と連携し、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」（以下「構想」という。）を策定し、県内全域に生活排水処理施設を整備することを目指してきた。

平成16年度に策定した構想（以下「平成16年構想」という。）は、平成10年度に策定した「埼玉県生活排水処理総合基本構想」を見直したものである。平成16年構想では、地区ごとの整備手法を明示し、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの施設整備の将来像を想定しつつ、平成22年度の目標値として生活排水処理人口普及率を88%に定めた。平成21年度末で生活排水処理人口普及率は87.7%となっており、平成16年構想の目標は概ね達成する見込みである。

#### ■ 今後の人口減少等を想定した構想の見直し

平成16年構想では、人口の増加を前提としている。人口の減少が見込まれる現在、これにより生活排水処理施設の整備を継続することは、効率性を損なうおそれがある。このため、今後の人口減少を想定し、平成23年度以降の新たな整備方針を定めるため、この構想を全面的に見直すことが必要となった。

一方、平成19年9月14日付け農林水産省、国土交通省、環境省課長連名通知「人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」で、構想の見直しを推進することが求められた。この通知の背景には、人口減少や少子高齢化の進展、地域社会構造の変化など、生活排水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していることが挙げられる。市町村合併による行政区域の再編や地方財政が依然として厳しい状況にあることなども見直しの契機となった。

本県はこのような状況を踏まえ、平成21年度から市町村と協力し、構想の見直しに着手した。この度、平成22年度に広域的観点からの調整を行った上で、市町村の検討結果を踏まえたとりまとめを行い、改定を行ったものである。

## 1-2 構想の位置づけ

「埼玉県生活環境保全条例」第16条において、「知事は、市町村と連携して、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設の整備に関する広域的な計画を定め、その整備の促進に努めるものとする。」と定めている。

本構想は、この規定に基づき、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定した生活排水処理に関する計画等（以下「市町村計画」という。）のとりまとめを行い、広域的な計画として埼玉県が策定するものである。この構想は、県や市町村が生活排水処理施設の整備を進める上での指針となるものである。

また、本構想は、国（農林水産省、国土交通省、環境省等）の通知等における「都道府県構想（汚水処理施設整備に関する総合的な構想）」に該当する。

## 1-3 構想の期間

本構想の期間は、平成23年度から平成37年度までの15か年である。また、基準年度、中間目標年度及び目標年度は、表1-3-1に示すとおりである。

なお、本構想は、改定して5年を経過した時点で、生活排水処理施設の整備状況や、公共用水域の水質の改善状況、人口動向等の社会情勢の変化等を踏まえ見直しの検討を行うこととする。

表 1-3-1 本構想の基準年度及び目標年度等

項目	年度
基準年度	平成20年度
期間	平成23年度～平成37年度
中間目標年度	平成32年度
目標年度	平成37年度

## 1-4 構想見直しのポイント

### (1) 生活排水処理人口普及率 100%達成の目標年度の設定

平成 16 年構想では、平成 22 年度の生活排水処理人口普及率を 88%にすることを目標としていた。この目標については、達成を見込んでいた。

今後「川の国埼玉」を名実ともに実現させるため、早期に生活排水処理人口普及率 100%を達成させ、河川等の公共用水域の水質改善を図らなければならない。一方、目標年度の設定に当たっては、今後想定される既存生活排水処理施設の改築や更新の増大による普及の鈍化を考慮する必要がある。

そのため、本構想では、生活排水処理人口普及率 100%を達成する目標年度を平成 37 年度に設定した。

### (2) 人口減少を踏まえた生活排水処理施設整備手法の設定

平成 16 年構想では、人口増加を前提に生活排水処理施設の整備手法を設定していた。本構想では、県が構想の基本方針を示し、県内全市町村が今後想定される人口減少を踏まえた整備手法間の費用比較や目標年度までの整備スケジュール等について検討した上で、整備手法を全面的に見直した。

### (3) 浄化槽を積極的に整備する浄化槽整備区域の設定

個別処理である浄化槽については、新たに市町村が積極的に浄化槽の整備を促進する区域として「浄化槽整備区域」を設定した。この「浄化槽整備区域」における浄化槽の整備を平成 37 年度までに完了させることを目標とした。

## 平成16年構想(平成16年8月策定)

(単位:人)

	現況		目標		全体計画	
	基準年度:平成14年度		目標年度:平成22年度		—	
行政人口	6,985,845		7,280,069		7,280,069	
生活排水処理人口	5,469,262	78.3%	6,410,060	88.0%	7,280,069	100.0%
生活排水未処理人口	1,516,583	21.7%	870,009	12.0%	0	0.0%

注) 行政人口には、外国人登録者数を含めて集計しているため、住民基本台帳人口等とは異なる。

## 本構想

(単位:人)

	現況		全体計画	
	基準年度:平成20年度		目標年度:平成37年度	
行政人口	7,096,269		6,594,700	
生活排水処理人口	6,174,838	87.0%	6,594,700	100.0%
生活排水未処理人口	921,431	13.0%	0	0.0%

注) 平成37年度の行政人口は、埼玉県環境部水環境課にて推計

図 1-4-1 平成 16 年構想と本構想の生活排水処理人口及び生活排水処理人口普及率

## 1-5 構想の構成

本構想では、まず、見直しの趣旨や期間などを明らかにした（第1章）後、生活排水処理施設の整備及び公共用水域の水質の現状を整理し、課題把握を行った（第2章）。さらに、これを踏まえて、見直し方針を設定した（第3章）。

この見直し方針を踏まえ、新たな目標値（処理人口、処理人口普及率）を設定した（第4章）。そして、水質改善、概算事業費に関する効果を整理し（第5章）、構想図としてまとめている（第6章）。

